

「備前市まちづくり基本条例(案)」に対する市民意見等の募集結果について

「備前市まちづくり基本条例(案)」について、平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間、ご意見等を募集したところ 1 人 2 件のご意見をいただきました。

これについて、次のように市の考え方を取りまとめました。

	ご意見等	市の考え方
1	<p>第 5 条の「市民と情報を共有します」とあります。もっと積極的に「情報を共有する機会を積極的に設けるなどにより市民と情報を共有します」と直接行政と膝を交えて情報を共有できる機会を設けることをうたって欲しい。パソコン・インターネットの利用率の低さ等をふまえてみても、広報などによる文章による情報公開(公表)をみても、高齢社会の地域にあっては実行性が乏しくなる恐れがあると思うからです。基本は直接意見を交換し合う「Face to Face」もっと顔の見える行政システムの構築あつての情報の共有だと考えます。この基本システムがあり、それを補完することで紙媒体や IT による情報の公開、開示が、情報の共有として有効になると考えます。</p>	<p>市民の皆さんに参画いただく上で、情報の共有は、大変重要であると考えています。第 12 条第 1 項第 1 号の市の役割の中で「市は、市の持つ情報を積極的に公開し、市民と共有することに努めなければなりません。」と規定しています。また、第 15 条の情報手段の有効利用では、「市議会及び市は、市民主体による市民活動を推進するために、市民活動や行政参画に関する情報や案内などについて、次の広報媒体などを通じて、分かりやすく積極的に情報提供を行うよう努めなければなりません。」として具体的な手段(市広報紙、ホームページ、窓口での供覧又は配布など)を規定しています。また、毎年 10 月には市政の報告や市民の皆さんの意見等を反映させる意見交換会という場もあります。(備前市自治会連絡協議会主催) 情報共有のため、市民の側でより適切な方法がある場合、第 28 条の協働の機会の確保の中で提案を受け付ける制度も設けることにしていますので、活用していただければと考えています。</p>

	ご意見等	市の考え方
2	<p>『第7～14条全般について』</p> <p>市民・コミュニティ・市民活動・議会・市・市職員が地域の課題を共有し、共有した問題解決に向けて目標をたて積極的に取り組むことが重要です。私たちに求められているのは「問題解決能力」です。その為の土台は「具体的な地域の課題の共有・共通理解です。」これなくしては、歩むべき方向もはっきりしません。まして高齢社会です。情報弱者がほとんどとなるその社会の中で、課題解決、情報の共有その中心・核となるのは、市であり、市職員、議会・議員です。これらの組織が市民の福利の向上のために積極的に関わり、リーダーシップをとっていただかないと、コミュニティ活動・市民活動も適切に機能しません。情報弱者が多い地域性を考えると決して市民・行政・事業所等は決して対等ではありません。そうした地域性をもっと考慮した条例にするべきです。課題を解決できるかできないか・・・市民の目線、市民の現状をふまえた上での市の総合力が問われているところです。ですので、是非、他の市町村が作っているような条例を模倣するのではなく、市の現状に合わせた踏み込んだ表現、実効性を保障する基本条例にして欲しいです。</p>	<p>協働のまちづくりは、なんでも行政に任せるのではなく、市民が中心となって考え、声をかけあって行うことと考えます。しかし、ご意見にあるように高齢者の多い地区では地域の問題解決ができにくく、市等が積極的にかかわっていくことも必要と思いますが、それ以上に町内会長さん、役員さんなど地域のリーダーの存在がより重要であり、リーダーを中心に地区の皆さんと市等が連携をとりながら課題解決を進めることが必要と考えます。</p> <p>条例は、協働、参画、情報の共有など基本的な考え方を規定しています。作成の過程では様々な課題などを詳細に規定してはどうかという意見もありましたが、詳細に規定していくことは膨大な条文量の条例になってしまいますので、基本的な事項を条例化して、その中で個々の課題を解決していく必要があると考えます。</p>